

学生の皆様・保護者の皆様へ

四日市看護医療大学

学長 柴田 英治

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、皆様のご理解とご協力をいただき、感謝しております。

現在、新型コロナ感染症者数が高止まりの状況で、今後もコロナワクチンの3回目接種が実施され、副反応がある場合や濃厚接触者となった場合など、令和3年度と同様に下記のとおり特別に対応していきたいと思っております。

1. 対象区分・公欠期間

区分	事由	公欠期間等	証明書类等
1	学生本人が感染した場合	医師により治癒したと診断されるまでとする。	要 (診断書等)
2	感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して原則7日間	不要
3	発熱の症状がみられる場合(ワクチン接種後2日以内を除く)	学生自身が回復と判断した日までとする。ただし、病院での診断を受け、その結果を報告すること。	不要 4日以上続く場合は要 (通院時の領収書等)
4	ワクチン接種後2日以内の期間で発熱、倦怠感など副反応が疑われる症状が認められる場合 ワクチン接種実施日と授業が重なった場合	学生自身が回復と判断した日までとする。	不要 ただし、4日以上続く場合は要 (通院時の領収書等)

【補足事項】

- ・公欠の開始日は、教学課に連絡した日とする。
- ・公欠の終了日は、経過観察ののち、治癒・回復した旨を教学課に連絡した日とする。
(公欠の終了日が公欠の開始日と同一の日であることもありうる。)
- ・公欠の解除日は、公欠の終了日の翌日とする。
- ・医療機関を受診し「新型コロナウイルス感染症またはその疑い」以外の診断が出された場合、受診後の授業については本件の公欠対象としない。

2. 連絡手続き

上記事由により欠席する場合は、下記アドレスにメールで連絡をした後に、教学課へ電話をしてください。公欠期間終了後、7日以内に教学課の窓口で公欠届の手続きを行ってください。

メール連絡は件名を「新型コロナ関係報告」とし、①学籍番号②氏名③区分④現在の体調や状況⑤履修科目⑥当日遠隔対応希望の有無 を送ってください。

メールアドレス： kyogaku@y-nm.ac.jp

電話番号： 059-340-0703 教学課

3. 四日市看護医療大学公認欠席等に関する細則の適用

該当者は「四日市看護医療大学公認欠席等に関する細則」の第2条(2)及び(4)を適用する。

4. その他

- (1) 上記の特別対応は2022年度前学期を予定します。
- (2) 授業内容や学外実習等における対応は、授業担当教員また学科長に確認してください。
- (3) 当日の遠隔対応は、演習・グループワークの授業形態により対応できない場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 基礎疾患や健康に不安のある場合、学科長・教学課に相談してください。

以上